

特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための 措置に関する法律案 概要

一 目的

特定教育・保育施設（※施設型給付費の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所）において、保育教諭等（※保育教諭、幼稚園教諭又は保育士等）をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子ども（※小学校就学の始期に達するまでの子ども）の安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図ること。

二 施設型給付費の額の算定に関する基準の見直し

政府は、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図るため、次に掲げるところに従い、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行うものとする。

(1) ①・②の特定教育・保育施設に関し、これらの保育教諭等を配置することにより生ずる経済的負担を解消するために通常要する額を施設型給付費の額に加算すること。

① 1歳児おおむね5人につき1人、4・5歳児おおむね25人につき1人の保育教諭等を配置した認定こども園及び保育所

② 4・5歳児おおむね25人につき1人の保育教諭等を配置した幼稚園

(2) 3歳児おおむね15人につき1人の保育教諭等を配置した特定教育・保育施設に係る施設型給付費の額に加算される額（※現行の3歳児配置改善加算）について、これらの保育教諭等を配置することにより生ずる経済的負担を解消するために通常要する額となるよう増額すること。

〔認定こども園及び保育所の職員配置基準と見直し後の加算（イメージ）〕

	職員配置基準	見直し後の加算
4・5歳児	30 : 1	25 : 1
3歳児	20 : 1	15 : 1 (現行の3歳児配置改善加算から増額)
1歳児	6 : 1	5 : 1

〔幼稚園の公定価格上の配置基準と見直し後の加算（イメージ）〕

	公定価格上の配置基準	見直し後の加算
4・5歳児	30 : 1	25 : 1
3歳児	20 : 1	15 : 1 (現行の3歳児配置改善加算から増額)

三 保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置

政府は、保育教諭等その他の小学校就学前子どもに対する教育又は保育に関する業務に従事する者（「保育等業務従事者」）の確保を図るため、保育等業務従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあることを踏まえ、保育等業務従事者の基本給を含めた賃金の引上げをはじめとする処遇の改善その他保育等業務従事者の確保のために必要な法制上又は財政上の措置を講ずるものとする。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 検討

- (1) 政府は、保育教諭等の負担を軽減するとともに、小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図る観点から、保育教諭等以外の者でその業務を補助する者の更なる活用のための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 政府は、保育教諭等の確保を図る観点から、保育教諭等になろうとする者に関し、保育教諭等になるために必要な資格又は免許の取得に係る経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

保育士配置充実法案（通称）について

- 保育の現場では、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に働いている。しかし、保育士は多忙で過重な労働環境にあり、保育所等において子どもたちが死傷する痛ましい事案が発生している。国が定める保育士の配置基準では、子どもたちの命や安全を守ることはできないといった声も上がっており、保育士の配置の充実、増員が望まれている。
- そのため、1歳児の5対1、4・5歳児の25対1への保育士の配置充実、増員に対して、公定価格上の加算を追加すべきである。
- 社会保障と税の一体改革における「子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上」には、保育士配置の改善が盛り込まれ、平成27年度からは、3歳児に対する保育士の配置を20対1から15対1に改善した保育所に対して公定価格上の加算が設けられた。しかし、消費税分以外で財源を確保することとされているいわゆる0.3兆円超の質の向上に含まれる1歳児と4・5歳児に対する保育士配置の改善は、未実施となっている。
- 一方、自治体によっては国の配置基準より手厚い基準を定めていたり、また、保育所等の自らの判断で手厚く配置している場合も少なくない。まずは、こうした保育士を手厚く配置している施設を評価・支援することにより、保育士配置の充実、増員を図っていくべきである。その際、保育士の人件費が施設側の持ち出しにならないよう十分な評価・支援を行うことが重要である。
- ついては、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、保育士等の配置を充実させた保育所等に対して、財政上の措置を講じる法律案を提出する必要がある。
本法律案では、保育の現場における人手不足の深刻な状況に鑑み、保育士配置の充実、増員とセットで、政府に対して保育士等の基本給のベースアップ等の処遇改善に必要な措置を講ずるよう求めるほか、質の担保を前提とした保育士資格のない職員の保育の現場における更なる活用、保育士を目指し保育士養成施設に通う学生に対する支援に関する検討規定を設けている。

【参考】社会保障と税の一体改革における「職員配置の改善」 （子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上）

項目	内容	現在の状況	本法律案による措置
3歳児を中心とした職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善 (20:1→15:1)	実施済	既存加算の増額 ※職員配置の充実による施設の持ち出しをなくす 新規加算の実施 ※職員配置による施設の持ち出しがないよう必要な額とする
	1歳児の職員配置を改善 (6:1→5:1)	未実施	
	4・5歳児の職員配置を改善 (30:1→25:1)		

注1：平成24年の社会保障と税の一体改革における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図るためには、1兆円超の財源が必要であるとされ、当該支援メニューは、消費税財源から確保する0.7兆円で実施するものと、それ以外の0.3兆円超の財源を確保して実施するメニューに分かれていた。0.7兆円メニューに含まれる3歳児の職員配置の改善については、公定価格上の加算をするという形で平成27年度から実施されている。

注2：「項目」「内容」については、平成26年3月28日の子ども・子育て会議において整理された内容

特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、特定教育・保育施設において、保育教諭等をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子どもの安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。

二 保育教諭等 保育教諭、幼稚園教諭又は保育士若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百

七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。

三 保育等業務従事者 保育教諭等その他の小学校就学前子どもに対する教育又は保育に関する業務に従事する者をいう。

四 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。

(施設型給付費の額の算定に関する基準の見直し)

第三条 政府は、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図るため、次に掲げるところに従い、子ども・子育て支援法第二十七条第一項の施設型給付費(以下この条において単に「施設型給付費」という。)の額の算定に関する基準の見直しを行うものとする。

一 次のイ及びロに掲げる特定教育・保育施設が、当該イ及びロに定める数の保育教諭等を配置した場合に、当該保育教諭等を配置することによりこれらの特定教育・保育施設に生ずる経済的負担を解消するために通常要する額を施設型給付費の額に加算すること。

イ 認定こども園又は保育所 次の(1)又は(2)に掲げる数

(1) 満一歳以上満二歳に満たない小学校就学前子どもおおむね五人につき一人

(2) 満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね二十五人につき一人

ロ 幼稚園 満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね二十五人につき一人

二 満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね十五人につき一人の保育教諭等を配置した特定教育・保育施設に係る施設型給付費の額に加算される額について、当該保育教諭等を配置することにより生ずる経済的負担を解消するために通常要する額となるよう増額すること。

(保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置)

第四条 政府は、保育等業務従事者の確保を図るため、保育等業務従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあることを踏まえ、保育等業務従事者の基本給を含めた賃金の引上げをはじめとする処遇の改善その他保育等業務従事者の確保のために必要な法制上又は財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、保育教諭等の負担を軽減するとともに、小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図る観点から、保育教諭等以外の者でその業務を補助する者の更なる活用のための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、保育教諭等の確保を図る観点から、保育教諭等になろうとする者に関し、保育教諭等になるために必要な資格又は免許の取得に係る経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

理由

特定教育・保育施設において、保育教諭等をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子どもの安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図るため、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることについて定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千億円の見込みである。